

安全データシート

新規作成 : 2006年 3月10日
改訂 : 2018年 2月26日

1. 製品及び会社情報

製品名 : MS P S - S a 1 A

製造者情報 会社名 : 三菱製紙株式会社
住所 : 〒130-0026 東京都墨田区両国 2丁目10番14号
担当部門 : 技術環境部
問い合わせ窓口 : イメージング事業部
印刷感材営業部 (電話番号 : 03-5600-1476)

奨励用途及び使用上の制限 : 銀鏡めっき専用処理液

2. 危険有害性の要約

GHS分類

| | |
|--------------------------|------|
| 物理化学的危険性 : 金属腐食性 | 区分 1 |
| 健康に対する有害性 : 皮膚腐食性/刺激性 | 区分 1 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分 1 |
| 特定標的臓器毒性 (反復暴露) (肺) | 区分 2 |
| 環境に対する有害性 : 水生環境有害性 (急性) | 区分 1 |
| 水生環境有害性 (長期間) | 区分 1 |

ラベル要素



腐食性 健康有害性 環境

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 : 金属腐食のおそれ
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
長期にわたるまたは反復暴露による臓器の障害のおそれ (肺)
水生生物に非常に強い毒性
長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
ミスト/蒸気を吸入しないこと。
取扱い後は手をよく洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
環境への放出を避けること。
保護手袋、保護衣、保護マスク、保護眼鏡あるいは保護面を着用すること。
他の容器に移し替えないこと。

3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物
一般名 : 銀鏡めっき処理液
成分及び含有量 :

| | | 官報公示整理番号 | Cas No. | 含有量% |
|---------|---|----------|------------|-------|
| 塩化第一すず | * | (1)-260 | 10025-69-1 | 1 - 5 |
| 塩化水素 | * | (1)-215 | 7647-01-0 | < 1 |
| 過酸化水素 | * | (1)-149 | 7722-84-1 | < 1 |
| 多価アルコール | | 既存 | — | < 2 0 |
| 水 | | 対象外 | 7732-18-5 | > 7 0 |

*塩化第一すず 安衛法57条の2 通知対象物質 施行令第18条の2
*塩化水素 安衛法57条の2 通知対象物質 施行令第18条の2
*過酸化水素 安衛法57条の2 通知対象物質 施行令第18条の2

4. 応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合 : 一刻も早く洗浄を始め、完全に洗い流してください。きれいな水で洗い流してください。汚染された衣服、靴などは速やかに脱ぎ捨ててください。必要があれば切断してください。但し、皮膚に貼り付いている場合は、無理に剥がしてはならない。直ちに医師に連絡すること。皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断/手当てを受けてください。

眼に入った場合 : 一刻も早く洗浄を始め、完全に洗い流してください。洗浄を始めるのが遅れたり、不十分であると不可逆的な目の障害（最悪の場合失明する）恐れがあります。きれいな流水で15分以上洗い、直ちに眼科医の手当てを受けてください。洗浄の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄してください。コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗浄を続けてください。

飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤 : 水噴霧

使ってはならない消火剤 : 特になし

特定の危険有害性 : 火災によって塩化水素ガスが発生する恐れがあります。

特定の消火方法 : 消火作業は、可能な限り風上から行ってください。周辺火災の場合には移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移してください。消火のための放水等により、製品が環境に流出しないよう措置を講じてください。

保護具等 : 消火の際は自給式呼吸器具及び完全防護服(耐熱性)を着用してください。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項：関係者以外の立入を禁止する。

作業者は適切な保護具を着用する。（8. 曝露防止及び保護措置参照）

環境に対する注意事項：河川等に排出され、環境へ影響を及ぼさないよう注意する。

除去方法：漏出源を遮断し、漏れを止める。少量の場合、乾燥砂、土などに吸収させて、密閉できる空容器に回収する。大量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策：「8. 曝露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気：「8. 曝露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。

注意事項：使用前に取扱説明書を入手してください。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないでください。

ミスト、蒸気を吸入しないでください。

取扱い後は手を良く洗ってください。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないでください。

環境への放出を避けてください。

保護手袋、保護衣、保護マスク、保護眼鏡あるいは保護面を着用してください。

保管

適切な保管条件：施錠して保管すること。

直射日光を避け、容器を密栓して、換気の良い冷暗所に保管する。

凍結させないでください。

強酸性のためアルカリ物質と一緒に保管しないでください。

他の容器に移し替えないでください。耐腐食性容器を使用してください。

安全な包装容器材料：ポリエチレン等のプラスチック

8. 曝露防止及び保護措置

設備対策：屋内作業場での使用の場合は、全体換気装置、局所排気設備を設置してください。

この製品を貯蔵ないし取り扱う作業場所の近くに、緊急時に洗眼、及び身体洗浄を行うための設備（洗眼機、水道、安全シャワー等）を設置してください。

管理濃度：未設定

許容濃度：日本産業衛生学会 塩化水素 ; 最大5ppm

ACGIH/TWA 過酸化水素 ; 1ppm

塩化第一すず（錫として） ; 2mg/m3

ACGIH/STEL/C 塩化水素 ; 2ppm

保護具：呼吸器 空気呼吸器、防毒マスク

手 ゴム製などの不浸透性の手袋

眼 保護眼鏡または安全ゴーグル

皮膚及び身体 ゴム製の前掛け、長靴、保護衣などの不浸透性の保護具

9. 物理的及び化学的性質

形状：液体

色：淡黄色

臭い：無臭

pH (at25°C) : < 1

沸点：未測定

融点：未測定

引火点：引火性なし
自然発火温度：データなし
燃焼または爆発範囲：データなし
蒸気圧：データなし
蒸気密度：データなし
比重(at25℃)：1.00－1.10
溶解度：水に易溶
オクタノール／水分配係数：データなし
分解温度：データなし

10. 安定性及び反応性

安定性：通常の手扱い条件下では安定。
反応性：加熱すると塩化水素ガスが発生する可能性がある。
避けるべき条件：高温
混触危険物質：強アルカリ物質、金属、酸化物、酸化性の強い物質
分解による有害性：データなし

11. 有害性情報

金属腐食性：pH<1より区分1と判断した。
急性毒性：
・塩化水素：LD50 238～277mg/Kg（ラット経口）
・塩化第一すず：LD50 700mg/Kg（ラット経口）
・過酸化水素：LD50 311mg/Kg
皮膚腐食性／刺激性：pH<1より区分1と判断した。
・塩化水素 区分1
・過酸化水素 区分1
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性：pH<1より区分1と判断した。
・塩化水素 区分1
・塩化第一すず 区分2A－2B
・過酸化水素 区分1
呼吸器感作性：
・塩化水素 区分1
生殖細胞変異原性：データなし
発がん性：情報なし
・過酸化水素 区分2
生殖毒性：情報なし
特定標的臓器毒性－単回暴露：
・塩化水素 区分1（呼吸器系）
・塩化第一すず 区分3（気道刺激性）
・過酸化水素 区分1（呼吸器）
特定標的臓器毒性－反復暴露：
・塩化水素 区分1（歯、呼吸器系）
・塩化第一すず 区分1（肺）
・過酸化水素 区分1（呼吸器）

12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）：
・塩化水素 区分1

甲殻類（オオミジンコ）での48時間EC50 = 0.492mg/L（SIDS, 2005）

- ・塩化第一すず 区分1

藻類（タラシオシラ）の72時間EC50=200µg/L（AQUIRE, 2003）

- ・過酸化水素 区分1

藻類（ニッチア）による72時間EC50=0.85mg/L（EU-RAR, 2003）

水生環境有害性（長期間）：

- ・塩化第一すず 区分1

急性毒性が区分1、金属化合物であり水中での挙動および生物蓄積性が不明であるため、区分1とした。

残留性・分解性：データなし

生体蓄積性：データなし

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物：水質汚濁防止法（生活環境項目）及び下水道法（下水の排除の制限）に該当しますので、河川、下水等にそのまま排出することはできません。原液は特別管理産業廃棄物に該当しますので廃液を処分依頼するときは、法により産業廃棄物処理業者としての認可を受けている業者に依頼してください。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託してください。

汚染容器及び包装：容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従い、適切に処分してください。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去してください。

1 4. 輸送上の注意

船舶輸送は危規則の規定に従って下さい。

国連番号：UN1760（その他の腐食性物質、液体、他の危険性を有しないもの）

国連分類：クラス8（腐食性物質）

容器等級：III

1 5. 適用法令

安衛法：通知対象物質 塩化第一すず、塩化水素、過酸化水素

化管法：非該当

毒劇法：非該当

消防法：非該当

船舶安全法：腐食性物質

航空法：腐食性物質

海洋汚染防止法：海洋汚染物質

1 6. その他の情報(引用文献等)

独立行政法人 製品評価基盤機構 「化学物質総合情報提供システム（CHRIP）」
「GHS分類対象物質一覧」

本シートの内容は発行時における知見に基づいて作成したものです。作成の目的は製品の安全に関わる情報を提供するものであって、性能・品質を保証するものではありません。記載事項は今後の知見により改訂されることもあります。記載内容の内、含有量・物理的及び化学的性質などの値は保証値ではありません。注意事項は通常の取扱い対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点をご考慮願います。危険・有害性の情報は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意してください。